

# **とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会**

## **事業実施計画**

**【令和7年9月】**

**とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会**

## 目 次

第1	趣旨 .....	3
第2	実施期間 .....	3
第3	現状と課題.....	3
1	不安定な就労状態にある方 .....	4
2	長期にわたり無業の状態にある方 .....	4
3	社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等） .....	5
第4	主な目標と取組及びKPI .....	5
1	不安定な就労状態にある方 .....	5
	（1）目標 .....	5
	（2）取組に係るKPI .....	6
	（3）主な取組等.....	6
2	長期にわたり無業の状態にある方 .....	7
	（1）目標 .....	7
	（2）取組に係るKPI .....	7
	（3）主な取組等.....	8
3	社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等） .....	8
	（1）目標 .....	8
	（2）取組に係るKPI .....	8
	（3）主な取組等.....	9
4	対象横断的な取組 .....	9
	（1）目標 .....	9
	（2）主な取組等.....	10
第5	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金事業との関係.....	10
第6	推進体制・進捗管理方法 .....	10
第7	地域レベルのプラットフォームとの連携.....	10
第8	その他.....	10

## 第1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。）において就職氷河期世代の活躍促進に向け3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけ、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、都道府県ごとに関係機関・団体等を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」と、「市町村プラットフォーム」（以下「市町村PF」という。）が連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加を実現することとされたところである。

今般「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み（令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）」においては、「就職氷河期世代及びその親の加齢に伴い、働きながら家族の介護を行う者も増加している実態を踏まえると、就職氷河期世代に対しては、その周辺の世代と合わせ、引き続き、正規雇用化や継続就労、社会参加など、個々人のニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していく必要があると考えられる」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととする。

このため、「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」は「とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「とっとり協議会」という）へ名称を改め、とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画を策定し、各界が一体となって効果的かつ継続的な取組を推進していくこととする。

## 第2 実施期間

とっとり協議会実施計画の期間は令和7年9月16日から令和8年3月31日までとする。

## 第3 現状と課題

就職氷河期世代を含む中高年世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就業状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等があり、就職や社会参加に向け抱える課題は極めて個別的で多様であるとされている。

これらの方々の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であるとともに、生活の基盤を置く地域の実情もまた様々であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを積極的に届けていかなければならない。そのため、各人が置かれている状況やニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、より一層浸透させていくことが不可欠である。

なお、県内における支援対象者の現状は、総務省の「就業構造基本統計調査(2017)」等を基にした推計により、①不安定な就労状態にある方 7,400 人、②長期にわたり無業の状態にある方 2,114 人とされている。③社会参加に向けた支援を必要とする方については、個々人ごとに抱える事情や状態が異なり、直ちに就労に向かうことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らないことも多く、就労支援の対象者として数量的にとらえることになじまない部分があることから推計対象者としていないが、県の「令和6年度ひきこもりに関する実態調査」によると、30歳代～50歳代で547人<sup>1</sup>とされている。

これらを踏まえた上で、以下に支援対象者ごとの現状と課題を整理する。

## 1 不安定な就労状態にある方

雇用情勢の改善が続き、就業者数増加の傾向も続いてきたが、県における「不安定な就労状態にある方<sup>2</sup>」(35歳～59歳)は7,400人(人口比4.2%)とされており、全国平均(人口比3.3%)より高い状況にある。

これまで、労働局と県における就職フェア等の各種イベント、各相談支援及び公的職業訓練機会の提供等により、不安定な就労状態にある方を含む就職支援を集中的に推進してきたところである。

今後においては、不安定な就労状態にある方の正社員就職実現に向けた支援を一層充実・強化していく必要がある。その際、支援対象者個々の経験や置かれた状況等に応じたきめ細かな支援が求められること、マッチング支援にあたっては、例えば、支援対象者の職歴では判断できない適性や能力等が、求人者側にも十分伝わるような工夫が重要であることに留意する必要がある。

## 2 長期にわたり無業の状態にある方

県における「長期にわたり無業の状態にある方<sup>3</sup>」(35歳～59歳)は2,114人(人口比1.2%)とされており、全国平均(人口比1.4%)より低い状況にある。

これまで、労働局と県による雇用対策協定に基づく取組や、国と県の連携によ

<sup>1</sup> 出展：鳥取県「孤独・孤立に係る実態調査(調査機関：令和6年7月～9月)」から中高年層のひきこもりの方を抜粋

<sup>2</sup> 出典：総務省「就業構造基本調査(2017年)」

「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

<sup>3</sup> 出典：JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。就業構造基本統計調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用している。

り展開している「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、一定期間無業状態にある若年者の職業的自立に向け、心理相談も含む個別相談、コミュニケーション能力向上のための研修及び働くことに自信をつけるための就労体験等の支援を集中的に実施してきたところである。

今後においては、これまでの取組で得られたノウハウを活かしつつ、潜在的な支援対象者へも支援を届けられるよう、支援対象者の把握や働きかけのための機能を強化していく必要がある。そのため、サポステ、市町村等関係機関による連携をより一層強化していくことが重要である。

### 3 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、個々人ごとに抱える事情や状態が異なり、直ちに就労に向かうことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らないことも多い。

ひきこもり状態にある方の社会復帰等支援については、県内の各市町村、自立相談支援機関などでも相談に応じているが、その対応や支援の仕方に課題を抱えている市町村が多いこと、また、就労、就学、福祉的支援等、対象者個々人ごとにニーズや状態が異なっており、様々な分野の支援機関が連携して支援していくことが重要である。このため、人材の育成、ネットワークの構築などの取組を強化し、ひきこもり状態の方にとって最も身近な市町村をはじめ、地域における相談対応の充実を図る必要がある。

また、ひきこもり状態にある方は、自ら相談窓口に出向くことが難しいケースも多く、本人、家族が孤立する可能性もあるため、相談窓口の周知を図る必要があることから、ひきこもりに関する当事者の情報をいち早く把握することが可能な市町村等と連携し、個々人の状況に応じた支援の充実を図っていくことも重要である。

## 第4 主な取組と目標及びKPI<sup>4</sup>

第3で整理した現状と課題を踏まえ、とっとり協議会として、今後、以下の目標及びKPIを掲げ、積極的取組を推進していく。

### 1 不安定な就労状態にある方

#### (1) 目標

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方（35歳～59歳）について、現状よりも良い処遇を目指すため支援対象者の正規雇用者数を、実施期間中に813人増加させる<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 重要業績評価指標（key Performance Indicator）の略。目標の進捗を把握するための指標

<sup>5</sup> 令和7年度の鳥取労働局目標値

## (2) 取組に係るKPI

- ・国及び県立のハローワーク紹介による正社員就職件数（35歳～59歳）について、実施期間中1,983件以上を目指す<sup>6</sup>。
- ・キャリアアップ助成金の活用による正社員の転換数について、実施期間中326件以上を目指す<sup>7</sup>。

## (3) 主な取組等

### 【情報発信】

- ア 新聞広告、インターネット広告及びHP等により支援情報の発信を行い、支援対象者を掘り起こすことで適切な相談窓口や支援施策への誘導を図る。  
(労働局、県)

### 【相談支援】

- ア ハローワーク鳥取に「35歳からの就職サポートコーナー（就職氷河期・ミドル世代専門窓口）」を設置し、関係機関と連携しチーム支援を中心とした相談体制を整備する。

また、ハローワーク鳥取以外のハローワークにおいては、既存の職業相談窓口において適切な支援を行う。(労働局)

- イ 「県立ハローワーク」において、個別就職相談、各種セミナー、企業説明会等を行うことにより支援を実施する。(県)

- ウ 早期離職（安易な離職や不本意な離職等）の防止に向け、既離職者及び企業等に対する職場定着（フォローアップ）支援に取り組む。

(労働局、県、経済団体)

### 【職業訓練の実施、スキルアップ支援】

- ア 求職者個人毎のニーズに応じた公共職業訓練に関する情報提供やアドバイス及びあっせんを行う。(労働局、県、機構)

また、国家資格を取得する長期の職業訓練や座学と企業実習を組み合わせた職業訓練など、安定した雇用環境への転換を支援するための職業訓練を実施する。(県)

- イ 求職者支援訓練では、複数の事業所で雇用される者、非正規雇用労働者等の不安定な就労状態にある者等の在職中の者等を対象とした訓練コースについて、訓練期間の下限を2月以上、訓練時間の下限を1日3時間以上、1月80時間以上とするコースを実施する。(eラーニングコースでは、1月80時間以上とし、1日の受講時間制限は設けていない。)(労働局、機構)

### 【マッチング支援】

- ア 中小企業とのマッチングを促進するための事業所見学会、セミナー等を実

<sup>6</sup> 国及び県立ハローワークの令和6年度の実績値

<sup>7</sup> 令和6年度の正社員転換数（全年齢層での目標）

施する<sup>8</sup>。(労働局、県、経済団体)

イ ハローワーク鳥取に「35歳からの就職サポートコーナー(就職氷河期・ミドル世代専門窓口)」を設置し、関係機関と連携したチーム支援を中心に相談体制を確保する。(労働局) ※再掲

ウ 労働局及び各ハローワークにおいて、個別就職相談、各種セミナー、事業所説明会、就職面接会等による就職支援を実施する。(労働局)

エ 「県立ハローワーク」において、個別就職相談、各種セミナー、企業説明会等を行うことにより支援を実施する。(県) ※再掲

オ 支援対象者の正社員化を含む処遇改善等にかかる企業への働きかけを行う。(連合鳥取)

#### 【地域企業等への支援】

ア 県内企業向けにセミナー等を開催し、中高年世代を含む誰もが働きやすい職場づくりへの理解の促進を図る。(労働局、県)

イ 中高年世代の非正規雇用労働者の正規雇用促進を図るため、トライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)等について、また、企業内での正社員転換、環境整備等の取組を促進するため、キャリアアップ助成金、人材開発支援助成金、就労環境整備補助金や中小企業採用試験交通費補助金等について、それぞれの周知及び活用促進に連携して取り組む。(労働局、県、経済団体)

ウ 中高年世代を正社員採用・正社員転換する企業の発掘に積極的に取り組む。(労働局、県、経済団体)

エ 中小企業の人材課題解決に資するセミナー・ワークショップを開催し、中高年世代を含む多様な人材の活用を促す。(中国経済産業局)

## 2 長期にわたり無業の状態にある方

### (1) 目標

サポステを中心として、当事者や家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立につなげることを目指す。

### (2) 取組に係るKPI

- ・ サポステにより実施する35歳以上の者に対する相談件数(福祉機関等への出張相談や関係機関からの依頼を受けての相談を含む)について、実施期間中で1,803件以上を目指す<sup>9</sup>。
- ・ サポステの支援により35歳以上の者が就労につながった件数について、実施期間中で38件以上を目指す<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> それぞれの機関での後援・共催を含む。

<sup>9</sup> 令和6年度実績(過去5年度間の最高値)

<sup>10</sup> 令和6年度実績(過去5年度間の最高値)

- ・ サポステの支援により 35 歳以上の者が職業訓練受講につながった件数について、実施期間中で 5 件以上を目指す<sup>11</sup>。

### (3) 主な取組等

#### 【相談支援】

ア 中高年世代の無業者に対する相談体制を整備する。

(労働局、県、サポステ)

- ・ 労働局：相談支援、就職支援、定着・ステップアップ支援
- ・ 県：心理専門職による相談、研修事業、就労体験・ボランティア体験等
- ・ サポステ：出前相談、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動等

#### 【関係機関へのアウトリーチ】

ア サポステの支援対象者の把握・働きかけのため、自立相談支援機関や福祉事務所、ひきこもり生活支援センター等の福祉機関等へのアウトリーチ型支援（出張支援）を実施する。（サポステ）

#### 【職場実習等の機会の確保】

ア 支援対象者の職場実習等の受入れ先の拡大を図る。（労働局、県、サポステ、経済団体）

## 3 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

### (1) 目標

当事者及び家族のニーズや状態に応じ、支援の必要な者に確実に支援が届くよう、より身近なところで相談し支援を受けられる体制を整備するため、全 19 市町村における市町村 PF の設置をより確かなものとし、地域における関係機関のネットワークを構築することで、当事者や家族が、社会とつながりを保ちながら地域生活を送ることができることを目指す。

### (2) 取組に係る K P I

- ・ ひきこもり等をはじめとする地域住民の、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための事業について、実施期間中で 19 市町村での実施を目指す<sup>12</sup>。
- ・ 就労準備支援事業について、実施期間中で全 19 市町村での実施を目指す<sup>13</sup>。

<sup>11</sup> 過去 5 年度の平均値 (23 件 ÷ 5 年度 = 5 件)

<sup>12</sup> 厚生労働省の補助事業（重層的支援体制整備事業又は同事業への移行準備事業等）を実施する市町村の合計数を想定。市町村の包括的支援体制整備は、社会福祉法第 106 の 3 により、すべての市町村に努力義務化している。

<sup>13</sup> 就労準備支援事業は、家計改善支援事業と併せて厚生労働省が実施を推進（完全実施を目標）している。

### (3) 主な取組等

#### 【相談支援】

ア 当事者及び家族にとって、身近な地域での相談・支援の充実を図るため、とっとりひきこもり生活支援センターの体制強化に努めるとともに、各市町村や自立相談支援機関などの様々な関係機関を対象とした、人材の育成のための取組を強化する。(県)

イ 県や市町村の自立相談支援機関において、継続的に訪問等を行うアウトリーチ支援員の配置など相談支援の強化に努めるとともに、直ちに就労することが難しい方への支援を行う就労準備支援事業を県内全域で実施すること等により、ひきこもり状態にある方等に対する支援を強化する。

(県、市町村)

ウ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制について、各市町村が体制整備するための助言や人材育成事業を通じた支援を行う。(県)

#### 【職業理解・社会体験等の推進】

ア 支援対象者に対し、職業理解を深めるための取組や社会体験等の機会の提供により、就労に向けた準備を行う。(サポステ)

#### 【地域におけるネットワーク形成】

ア 各地域における、様々な関係機関のネットワーク構築の取組を強化するため、地域(市町村)単位のネットワーク会議の設置に努めるとともに、この会議を中高年世代活躍応援プロジェクトにおける地域(市町村)プラットフォームとして位置づけ、とっとり協議会との連携を図る。<sup>14</sup>

(労働局、県、市町村)

イ 当事者及び家族が身近なところで相談できるよう、市町村の相談窓口を明確化した上で、住民に周知を図るとともに、市町村圏域でのネットワークの構築に努める。(県、市町村)

## 4 対象横断的な取組

### (1) 目標

上記1から3に記載した各取組を着実に実施していくことと併せ、支援の必要な者等に取組を知って活用いただくこと及び取組の実施状況を検証し必要な見直しと改善を図っていくことが重要である。このため、とっとり協議会の構成員がそれぞれの強みを活かしつつ連携し、効果的かつ継続的な取組を推進していくこととする。

---

<sup>14</sup> 市町村の包括的支援体制に係る既存の会議体を、中高年世代活躍応援プロジェクトにおける地域(市町村)プラットフォームとして位置づけることも可。

## (2) 主な取組等

- ア 上記1から3に記載した各取組等の周知、中高年世代の者の活躍促進と、その受け皿となる企業等の理解や受け入れ促進等の機運醸成を図るため、様々な機会を捉えて積極的かつ継続的な周知・広報を行う。(全構成員)
- イ 上記1から3に記載した各取組の成果等を把握・分析できるよう、適宜必要なデータや支援事例等の収集・整理に努める。(労働局、県)
- ウ 県内の各市町村が実施する中高年世代支援のための取組について情報収集を行い、必要な連携を図る。また、他都道府県における取組の好事例等についても情報の収集を行い共有する。(労働局、県)

## 第5 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金事業との関係

とっとり協議会は、県が行う「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金事業」の取組について適切に連携するとともに、中高年世代支援に関し必要な情報についてはこれを共有する。

事業概要等については、別紙のとおりとする。

## 第6 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、とっとり協議会事務局において進捗状況の把握及び管理を適切に行い、とっとり協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直す場合がある。

## 第7 地域レベルのプラットフォームとの連携

とっとり協議会は、地域レベルのプラットフォームの効果的かつ円滑な運営のため、市町村PFからの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する好事例等の情報についてはこれを共有し、双方緊密な連携を図ることとする。

## 第8 その他

事業実施計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、とっとり協議会を構成する関係機関で協議を行うとともに、国に対して情報共有を行うこととする。

事業実施計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しの他、国から改めて示される都道府県計画の考え方を踏まえ見直しを行う場合がある。

なお、事業実施計画の記載のうち、労働局、県及び市町村の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況等により修正・変更等があり得る。